（様式第１号の２）

事前着手理由書

　令和　　年度岡山デニム世界進出支援事業補助金の申請にあたり、次のとおり事前に着手しておりますので、岡山県補助金等交付規則（昭和４１年岡山県規則第５６号）第５条の規定により、補助金交付申請書（様式第１号）に添えて提出します。

記

１　展示会等名

２　事前着手年月日

３　事前着手を必要とする理由

（注意事項）

* 交付決定前に事業に着手することは原則認められませんが、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合に限り例外的に認めるものです。
* 事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助申請が採択されない場合又は補助申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。
* 事前着手した事業に対し交付決定があっても、交付決定以前に一部でも支出した経費は補助対象外となります。